

◀ 下妻市からの転出に伴う手続き一覧 ▶

令和6年6月1日現在

○ 新しい住所に住み始めてから14日以内に新住所地で転入手続きを行ってください。

**【持参するもの】 転出証明書、マイナンバーカード(お持ちの方のみ/全員分)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ/全員分)
本人確認書類(免許証、パスポートなど)、届出人の印鑑 ほか**

※新住所地の市区町村窓口にお問い合わせのうえ、手続きをお願いいたします。

○ 転出を取りやめた場合には、転出証明書を持参のうえ、下妻市で転出取消しの手続きを行ってください。

窓口番号 担当課	該 当 事 項	下 妻 市 で の 手 続 き	参 考
1F 10 市民課	印鑑登録者	印鑑登録証をお返してください	必要な方は新たに転出先の市区町村窓口で手続きをしてください
	国外に転出される方	・住民基本台帳カードをお持ちの方はお返してください ・マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカードは、追記欄に国外転出により返納があった旨を記載し、還付いたしますので持参してください	還付を受けたマイナンバー通知カードもしくはマイナンバーカードは、再度国内に住民登録する際に転入届出をする市区町村の窓口にお返しください
11 保険年金課	国民健康保険に加入している方	国民健康保険証をお返してください	下妻市の保険証は、転出(予定)日をもって使用できません。転出先の市区町村窓口で加入手続きをしてください
		限度額・減額認定証/特定疾病受療証(白色)をお返してください	転出先の市区町村窓口へお問い合わせください
	後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	後期高齢者医療被保険者証をお返してください	転出先の市区町村窓口で新たに加入手続きをしてください 〈持ち物〉負担区分等証明書
		限度額・減額認定証(水色・黄色)/特定疾病受療証(白色)をお返してください	転出先の市区町村窓口へお問い合わせください
	医療福祉費(マル福)受給者証をお持ちの方	医療福祉費(マル福)受給者証をお返してください	転出先の市区町村によって制度が異なりますので、ご確認のうえ、手続きをしてください
	国民年金に加入している方・年金受給者		転出先の市区町村窓口へお問い合わせください
12 税務課	<市県民税> 国外に転出される方	転出される方の状況により手続きが異なりますので、詳しくは税務課へお問い合わせください	
	<固定資産税> 下妻市内に土地・家屋をお持ちで、国外に転出される方	転出される方の状況により手続きが異なりますので、詳しくは税務課へお問い合わせください	
	125cc以下のバイク・小型特殊自動車をお持ちの方	標識(下妻市のナンバー)、標識交付証明書を持参のうえ、廃車手続きをお願いします	引き続きバイクをご使用の場合は、転出先の市区町村窓口で登録手続きをしてください
	上記以外のバイク・三輪・四輪の軽自動車をお持ちの方	転出先を管轄している運輸支局・軽自動車検査協会でナンバーの変更等お問い合わせください	
15 子育て支援課	児童手当受給者	消滅届を提出してください (受給者が公務員の場合は手続不要です)	転出先の市区町村窓口で転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください
	児童扶養手当受給者	住所変更届・資格喪失届を提出してください	継続認定を希望される方は、転出先市区町村窓口で手続きをしてください 〈持ち物〉児童扶養手当証書
	保育所入所者	退所届を提出してください	入所を希望される方は、転出先市区町村窓口で申請手続きをしてください
16 長寿支援課	40歳以上で介護認定を受けている方	介護保険証・負担割合証・限度額認定証(お持ちの方のみ)をお返してください 『介護保険受給資格証明書』を交付します	新住所地に住み始めてから14日以内に『介護保険受給資格証明書』を持参のうえ、転出先市区町村窓口で手続きをしてください
	65歳以上で介護認定を受けていない方	介護保険証をお返してください	
	いばらき身障者等用駐車場利用証	駐車場利用証をお返してください	転出先でも必要な場合は転出先の市区町村担当窓口にてご相談ください

窓口番号 担当課		下妻市での手続き	参考	
1F	17 福祉課	心身障害児者おむつ代助成	消滅届を提出してください	
		在宅心身障害児福祉手当	喪失届を提出してください	
		障害福祉サービスを受けている方	受給者証返還 障害支援区分認定を受けている方は証明書を 交付します	受給者証
		特別児童扶養手当	転出先で手続きをお願いします	
		自立支援医療（精神通院）	転出先で手続きをお願いします	
		いばらき身障者等用駐車場利用証	駐車場利用証をお返してください	転出先でも必要な場合は転出先の市区町村担 当窓口にてご相談ください
B1F	18 健康づくり課	乳児健康診査受診票・予防接種予診票	返却の必要はありません	転出先市町村の担当窓口へ提出し、新しいも のと交換の手続きをしてください
		妊婦・産婦健康診査受診票	返却の必要はありません	
		いばらき身障者等用駐車場利用証	駐車場利用証をお返してください	転出先でも必要な場合は転出先の市区町村担 当窓口にてご相談ください
2F	26 環境課	犬を飼っている方 ※登録事項に変更が生じた日から 30日以内にお手続きください	犬の所在地が市内のまま、飼い主等が変わる 場合は変更登録手続きが必要です。	犬を連れて転出する場合は、鑑札を持参し転 出先の市区町村で変更登録手続きをしてくだ さい。
		マイクロチップを装着した犬猫を飼って いる方 ※変更が生じた日から30日以内にお手 続きください (環境省指定登録機関のみ法令で規定)	各自、インターネット等から手続きしてください ○環境省指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」の変更登録は、 https://reg.mc.env.go.jp/ から手続きしてください（登録証明書が必要です） ○民間登録団体（AIPO、FAMなど）に登録をしている場合には、それぞれ変更手続きをしま しょう	
		浄化槽の使用を廃止される浄化槽の管理 者の方	浄化槽使用廃止報告書（正本1部、写し2部）を提出してください	
		浄化槽の使用を休止される浄化槽の管理 者の方	浄化槽休止等報告書（正本1部、写し2部）を提出してください	
	29 学校教育課	小中学校在学者	在学証明書・教科書給与証明書を 学校でお受け取りください	転出先の市区町村窓口で手続きをしてくだ さい 必要書類等については、転出先へお問い合わせ ください
		小中学生がいる家庭で、転出したが今ま での学校に通いたいとき	区域外就学許可申請の手続き	新住所地の市区町村窓口へ転入手続き後、学 校教育課へ申請してください
3F	32 総務課	国外に転出される方	在外選挙人名簿に係る出国時申請を希望する 方は、海外転出届の際、申請書に必要事項を 記入の上提出してください	申請を希望する方は、下妻市選挙管理委員会 まで問合せください
砂 沼 浄 水 場	上下水道課	上下水道使用者	お電話にて上下水道解約をしてください。 【お問い合わせ先】第一環境株式会社 (上下水道料金徴収業務委託者)	転出先の市区町村窓口で上下水道使用開始手 続きをしてください 手続きの方法等、詳細は転出先へお問い合わせ ください
		下水道加入宅で、井戸水等を使用してい る場合	お電話にて人数変更をしてください。 (使用態様変更届) 【お問い合わせ先】上下水道課	

【その他の手続】

○市営住宅にお住まいの方

建設課（2F）で手続きしてください。必要書類については、建設課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

茨城県下妻市役所	☎304-8501	茨城県下妻市本城町3丁目13番地	☎0296-43-2111(代表)	fax0296-43-4214
下妻市上下水道課	☎304-0056	茨城県下妻市長塚乙89番地1	☎0296-44-5311(直通)	fax0296-44-5312
第一環境株式会社	☎304-0056	茨城県下妻市長塚乙89番地1(砂沼浄水場内)	☎0296-45-1211(直通)	fax0296-30-4050